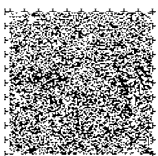


身体障害者障害程度等級表 (別表 1 - 1)

級別		一級	二級	三級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力 (万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。) が 0.01 以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度 (I / 4 視標による。以下同じ。) の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度 (I / 2 視標による。以下同じ。) が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの (2 級の 2 に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	聴覚又は平衡機能障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの (両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢体不自由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
	機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

備考

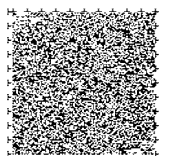
- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。



四 級	五 級	六 級	七 級
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能の著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害			
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能を著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
	体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

太枠内は1種

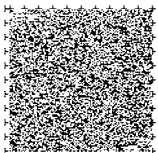
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。
7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



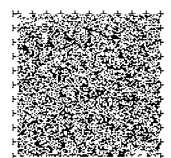
身体障害者障害程度等級表 (別表1-2)

扱 別	一 級	二 級	三 級	四 級	
心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

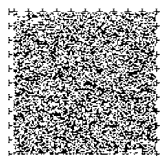
太枠内は1種



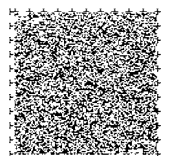
項 目		程 度			
		1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は、乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 19 以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 20 から 34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 35 から 49。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 から 75。
運 動	運動機能の発達状況について、右の程度別に判定すること。 0 歳から 1 歳程度の乳幼児で判定不可能のものは「程度不明」とすること。	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能。	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分。	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達。	運動機能の発達はおおむね年齢相応。
社会性	大人、他の乳幼児、児童との接触により対人関係を理解し、集団的行動に加わることのできる能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。 0 歳～1 歳程度の乳幼児で判定不可能なものは「程度不明」とすること。	言語による意思疎通が全く不可能。	わずかで不完全な単語だけのため、意思疎通が不可能。	言語が未発達のため意思疎通が一部不可能。	言語を通しての意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症等に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要。	特別の保護が必要。	特別の注意が必要。	健康であり、注意を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等についての生活上基本的な能力について、右の程度別に判定すること。	常時、介助及び保護が必要。	部分的介助と常時の監督又は保護が必要。	部分的介助と見守りが必要。	介助や見守りをあまり必要としない。



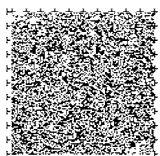
項目		程度	1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。		知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 19 以下。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 20 から 34。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 35 から 49。	知能指数及びそれに該当する指数が、おおむね 50 から 75。
学習能力	知識の習得能力について、右の程度別に判定すること。		簡単な読み、書き、計算も不可能。	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能。	簡単な読み、書き、計算が部分的に不可能。	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能。
作業能力	絵画、製作、その他の作業の能力について、右の程度別に判定すること。		簡単な手伝いなどの作業も不可能。	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能。	指導のもとに作業が可能。	単純な作業が可能。
社会性	対人関係の理解、集団行動の能力について、右の程度別に判定すること。		対人関係の理解が不可能。	集団的行動がほとんど不可能。	対人関係の理解および集団行動がある程度可能。	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて、右の程度別に判定すること。		言語による意思疎通がほとんど不可能。	言語による意思疎通がやや可能。	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能。	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能。
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症に関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること。		特別な治療、看護が必要。	特別な保護が必要。	特別な注意が必要。	健康であり、特に注意を必要としない。
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。		日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要。	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要。	日常行動にたいして支障はないが、配慮が必要。	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない。
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。		身辺生活の処理がほとんど不可能。	身辺生活の処理が部分的に可能。	身辺生活の処理がおおむね可能。	身辺生活の処理が可能。



項 目		程 度			
		1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査又は乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数及びそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること。	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 0 ～ 19 のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 20 ～ 34 のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 35 ～ 49 のもの	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50 ～ 75 のもの
学習能力	文字や数の理解、物事の判断及び日常生活における教養、娯楽物等の利用能力について、右の程度別に判定すること。	文字や数の理解力の全くないもの	文字や数の理解力の僅少なもの	表示をある程度理解し簡単な加減ができるもの	ラジオ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
作業能力	作業能力、特に成人については、職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること。	簡単な手伝いなどの作業も不可能なもの。特に成人については、職業能力のないもの	簡単な手伝いや使いは可能なもの。特に成人については、庇護された環境のもとで単純業が可能なもの	指導のもとに作業が可能なもの。特に成人については、指導のもとに自分の労働により最低生活が可能なもの	単純作業が可能なもの。特に成人については、自分の労働により最低生活が可能なもの
社会性	対人関係の良否、理解、集団行動の能力について、特に成人については、一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること。	対人関係の理解の不能なもの。特に成人については、社会的生活の不能なもの	集団的行動のほとんど不能なもの。特に成人については、社会的生活の困難なもの	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能なもの。特に成人については、他人の理解のもとに従属的生活が可能なもの	対人関係は大体良く、集団的行動がおおむね可能なもの。特に成人については、従属的な立場での社会的生活が可能なもの
意思疎通	言語及び文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること。	言語がほとんど不能なもの	言語がやや可能なもの	言語が幼稚で文通が不可能なもの	言語及び簡単な文通が可能なもの
身体的健康	身体の発達、その健康状態又は合併症の有無等について、右の程度別に判定すること。	特別の治療、看護が必要なもの	特別の保護が必要なもの	特別の注意が必要なもの	正常で特に注意を必要としないもの
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること。	日常行動に異常及び特異な性癖があるため特別の保護指導が必要なもの	日常生活に異常があり、常時注意と指導が必要なもの	日常行動にたいした異常はないが、指導が必要	日常行動に異常はなく、ほとんど指導を必要としないもの
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠等みずからの身辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること。	身辺生活の処理がほとんど不可能なもの	身辺生活の処理が部分的にしか可能でないもの	身辺生活の処理が大体可能なもの	身辺生活の処理が可能なもの



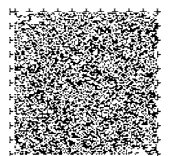
障害等級	障 害 の 状 態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 (精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級 (精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はなおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はなおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はなおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はなおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)



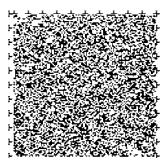
令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧 (366 疾病) です。

○障害者総合支援法独自の対象疾病

1	アイカルディ症候群	32	HTLV-1 関連脊髄症	63	完全大血管転位症	94	限局性皮質異形成
2	アイザックス症候群	33	ATR-X 症候群	64	眼皮膚白皮症	95	原発性局所多汗症○
3	IgA 腎症	34	ADH 分泌異常症	65	偽性副甲状腺機能低下症	96	原発性硬化性胆管炎
4	IgG4 関連疾患	35	エーラス・ダンロス症候群	66	ギャロウェイ・モワト症候群	97	原発性高脂血症
5	亜急性硬化性全脳炎	36	エプスタイン症候群	67	急性壊死性脳症 ○	98	原発性側索硬化症
6	アジソン病	37	エプスタイン病	68	急性網膜壊死 ○	99	原発性胆汁性胆管炎
7	アッシャー症候群	38	エマヌエル症候群	69	球脊髄性筋萎縮症	100	原発性免疫不全症候群
8	アトピー性脊髄炎	39	遠位型ミオパチー	70	急速進行性糸球体腎炎	101	顕微鏡的大腸炎 ○
9	アペール症候群	40	円錐角膜 ○	71	強直性脊椎炎	102	顕微鏡的多発血管炎
10	アミロイドーシス	41	黄色靭帯骨化症	72	巨細胞性動脈炎	103	高 IgD 症候群
11	アラジール症候群	42	黄斑ジストロフィー	73	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)	104	好酸球性消化管疾患
12	アルポート症候群	43	大田原症候群	74	巨大動脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
13	アレキサンダー病	44	オクシピタル・ホーン症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	106	好酸球性副鼻腔炎
14	アンジェルマン症候群	45	オスラー病	76	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)	107	抗糸球体基底膜腎炎
15	アントレー・ビクスラー症候群	46	カーニー複合	77	筋萎縮性側索硬化症	108	後縦靭帯骨化症
16	イソ吉草酸血症	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	78	筋型糖原病	109	甲状腺ホルモン不応症
17	一次性ネフローゼ症候群	48	潰瘍性大腸炎	79	筋ジストロフィー	110	拘束型心筋症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	49	下垂体前葉機能低下症	80	クッシング病	111	高チロシン血症 1 型
19	1p36 欠失症候群	50	家族性地中海熱	81	クリオピリン関連周期熱症候群	112	高チロシン血症 2 型
20	遺伝性自己炎症疾患	51	家族性低βリポタンパク血症 1(ホモ接合体)	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	113	高チロシン血症 3 型
21	遺伝性ジストニア	52	家族性良性慢性天疱瘡	83	クルーゾン症候群	114	後天性赤芽球癆
22	遺伝性周期性四肢麻痺	53	カナバン病	84	グルコーストランスポーター 1 欠損症	115	広範脊柱管狭窄症
23	遺伝性膀胱炎	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	85	グルタル酸血症 1 型	116	膠様滴状角膜ジストロフィー
24	遺伝性鉄芽球性貧血	55	歌舞伎症候群	86	グルタル酸血症 2 型	117	抗リン脂質抗体症候群
25	ウィーバー症候群	56	ガラクトース・1・リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	87	クロウ・深瀬症候群	118	コケイン症候群
26	ウィリアムズ症候群	57	カルニチン回路異常症	88	クローン病	119	コステロ症候群
27	ウィルソン病	58	加齢黄斑変性 ○	89	クローンカイト・カナダ症候群	120	骨形成不全症
28	ウエスト症候群	59	肝型糖原病	90	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症	121	骨髄異形成症候群○
29	ウェルナー症候群	60	間質性膀胱炎 (ハンナ型)	91	結節性硬化症		
30	ウォルフラム症候群	61	環状 20 番染色体症候群	92	結節性多発動脈炎		
31	ウルリッヒ病	62	関節リウマチ	93	血栓性血小板減少性紫斑病		



122	骨髄線維症 ○	154	シュワルツ・ヤンペル症候群	189	先天性魚鱗癬	224	単心室症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	190	先天性筋無力症候群	225	弾性線維性仮性黄色腫
124	5p 欠失症候群	156	神経細胞移動異常症	191	先天性グリコシルホスファチルイノシトール (GPI) 欠損症	226	短腸症候群 ○
125	コフィン・シリズ症候群	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	192	先天性三尖弁狭窄症	227	胆道閉鎖症
126	コフィン・ローリー症候群	158	神経線維腫症	193	先天性腎性尿崩症	228	遅発性内リンパ水腫
127	混合性結合組織病	159	神経フェリチン症	194	先天性赤血球形成異常性貧血	229	チャーシ症候群
128	鰓耳腎症候群	160	神経有棘赤血球症	195	先天性僧帽弁狭窄症	230	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
129	再生不良性貧血	161	進行性核上性麻痺	196	先天性大脳白質形成不全症	231	中毒性表皮壊死症
130	サイトメガロウィルス角膜炎 ○	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	197	先天性肺静脈狭窄症	232	腸管神経節細胞僅少症
131	再発性多発軟骨炎	163	進行性骨化性線維異形成症	198	先天性風疹症候群○	233	TSH 分泌亢進症
132	左心低形成症候群	164	進行性多巣性白質脳症	199	先天性副腎低形成症	234	TNF 受容体関連周期性症候群
133	サルコイドーシス	165	進行性白質脳症	200	先天性副腎皮質酵素欠損症	235	低ホスファターゼ症
134	三尖弁閉鎖症	166	進行性ミオクローヌステんかん	201	先天性ミオパチー	236	天疱瘡
135	三頭酵素欠損症	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	202	先天性無痛無汗症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
136	CFC 症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	203	先天性葉酸吸収不全	238	特発性拡張型心筋症
137	シェーグレン症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群	204	前頭側頭葉変性症	239	特発性間質性肺炎
138	色素性乾皮症	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群	205	早期ミオクローニー脳症	240	特発性基底核石灰化症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	171	スミス・マギニス症候群	206	総動脈幹遺残症	241	特発性血小板減少性紫斑病
140	自己免疫性肝炎	172	スモン ○	207	総排泄腔遺残	242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	173	脆弱 X 症候群	208	総排泄腔外反症	243	特発性後天性全身性無汗症
142	自己免疫性溶血性貧血	174	脆弱 X 症候群関連疾患	209	ソトス症候群	244	特発性大腿骨頭壊死症
143	四肢形成不全 ○	175	成人スチル病	210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	245	特発性多中心性キャッスルマン病
144	シトステロール血症	176	成長ホルモン分泌亢進症	211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	246	特発性門脈圧亢進症
145	シトリン欠損症	177	脊髄空洞症	212	大脳皮質基底核変性症	247	特発性両側性感音難聴
146	紫斑病性腎炎	178	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	213	大理石骨病	248	突発性難聴 ○
147	脂肪萎縮症	179	脊髄髄膜瘤	214	ダウン症候群 ○	249	ドラベ症候群
148	若年性特発性関節炎	180	脊髄性筋萎縮症	215	高安動脈炎	250	中條・西村症候群
149	若年性肺気腫	181	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	216	多系統萎縮症	251	那須・ハコラ病
150	シャルコー・マリー・トウス病	182	前眼部形成異常	217	タナトフォリック骨異形成症	252	軟骨無形成症
151	重症筋無力症	183	全身性エリテマトーデス	218	多発血管炎性肉芽腫症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
152	修正大血管転位症	184	全身性強皮症	219	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎	254	22q11.2 欠失症候群
153	ジュベール症候群関連疾患	185	先天異常症候群	220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	255	乳幼児肝巨大血管腫
		186	先天性横隔膜ヘルニア	221	多発性嚢胞腎	256	尿素サイクル異常症
		187	先天性核上性球麻痺	222	多脾症候群	257	ヌーナン症候群
		188	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症	223	タンジール病	258	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症

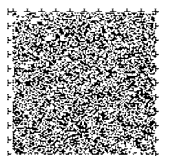


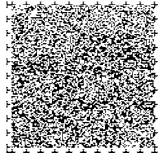
259	ネフロン癆
260	脳クレアチン欠乏症候群
261	脳髄黄色腫症
262	脳表ヘモジリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	嚢胞性線維症
265	パーキンソン病
266	バージャー病
267	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	バッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病
274	汎発性特発性骨増殖症 ○
275	PCDH19 関連症候群
276	非ケトosis型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜炎
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎 ○
289	肥満低換気症候群 ○
290	表皮水疱症
291	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
292	VATER 症候群
293	ファイファー症候群

294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群 ○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
303	ブラウ症候群
304	プラダー・ウィリ症候群
305	プリオン病
306	プロピオン酸血症
307	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
308	閉塞性細気管支炎
309	β -ケトチオラーゼ欠損症
310	ベーチェット病
311	ベスレムミオパチー
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
313	ヘモクロマトーシス ○
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
317	片側巨脳症
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシスチン尿症
322	ポルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多発性運動ニューロパチー
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膀胱炎 ○

329	慢性特発性偽性腸閉塞症
330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無 β リポタンパク血症
336	メープルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症候群 ○
345	ヤング・シンプソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん

348	4p 欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスマッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫症 / ゴーハム病
357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスモンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症





別表 5

障害者福祉のしあわせ
手当の所得制限基準額

(所得限度額は、金額が変わることがありますので、詳しくはお問い合わせください)

扶養人数	本人の所得限度額 (円)				配偶者または扶養義務者の所得限度額 (円)					
	0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人
心身障害者福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
難病患者福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
特別障害者手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
障害児福祉手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
福祉手当 (経過措置)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
児童扶養手当 (全部支給)	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	2,010,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
児童扶養手当 (一部支給)	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
特別児童扶養手当	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
児童育成手当 (障害手当)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
児童育成手当 (育成手当)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				
重度心身障害者手当	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	本人の所得限度額欄に同じ (本人が20歳未満の障害者の場合)				

対象となる方の所得から、医療費・社会保険料などを控除した金額により、所得限度額以内であることを確認する場合があります。

(令和5年4月1日現在)

別表 6

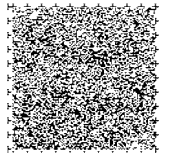
年金・医療費助成の所得制限基準額

(所得限度額は、金額が変わることがありますので、詳しくはお問い合わせください)

扶養人数	本人の所得限度額 (円)							配偶者または扶養義務者の所得限度額 (円)			
	0人	1人	2人	3人	4人	0人	1人	2人	3人	4人	
障害基礎年金 (2分の1支給)	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000	—	—	—	—	—	
特別障害給付金 (全額支給)	3,704,000	4,084,000	4,464,000	4,844,000	5,224,000	—	—	—	—	—	
ひとり親家庭等医療費助成	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000	
心身障害者医療費助成	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	

1 心身障害者医療費助成の扶養義務者の所得制限は、本人が20歳未満の場合です。
 2 障害基礎年金は、20歳になる前に初診日がある病気や、けがで障害になった方の場合です。
 障害基礎年金、特別障害給付金の所得制限基準額算定にあたっては、老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円を加算し、特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき25万円を加算します。
 3 対象となる方の所得から、医療費・社会保険料などを控除した金額により、所得限度額以内であることを確認する必要があります。

(令和5年4月1日現在)



しょうがいしゃふくしだんたい かにゅう
障害者福祉団体に加入すると…

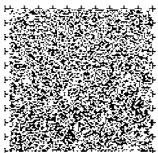
- ① 各団体は、観光バスを使用して、年に数回レクリエーションを行い、相互の理解と親睦を深めています。
- ② 障害者福祉団体は、おおむね障害別に組織されています。
 日常生活上の身の回りの不安や困っていることなど、団体を通して区の福祉施策に意見が反映されやすくなります。
- ③ その他、年間を通した各団体の活動の中から、家庭では体験しにくい外部との交流を図りながら、社会活動に参加しています。
 その活動費の一部を区が助成しています（対象団体のみ）。また、区民館の使用料の減免や伊豆高原荘の宿泊料の免除、ヴィラ本栖の室料・中央会館の利用料金の減額なども受けることができます。
- ④ 加入を希望する方は、団体役員名簿を参照の上、各団体へ直接申し込んでください。

別表 7

しょうがいしゃふくしだんたいやくいんめいぼ
障害者福祉団体役員名簿 (令和5年4月1日現在)

団体名	役 職	氏 名	連絡先
中央区身体障害者福祉団体連合会	会 長	相 澤 俊 一	電話 (3531) 5532
中央区肢体不自由児者父母の会	会 長	桑 島 里 絵	Eメール chuo.fukusi.soudan@gmail.com
中央区心身障害児・者の進路と生活を考える会	会 長	前 場 京 子	電話 (3661) 1446
中央区視覚障害者福祉協会	会 長	河 和 旦	電話 (3531) 3048
中央区聴覚障害者協会	会 長	堀 井 良 一	FAX (3531) 7036
中央区精神障害者家族会	会 長	室 田 淑 子	電話 (6673) 8081

資料
しりょう



別表 8

 しょうがいしゃそだんいん
障害者相談員 (令和 5 年 8 月 1 日現在)

 しんたいしょうがいしゃそだんいん
身体障害者相談員

対 象	氏 名	連絡先
身 体 障 害	相 澤 俊 一	電話 (3531) 5532
肢体不自由児者	桑 島 里 絵	Eメール chuo.fukusi.soudan@gmail.com
視 覚 障 害	河 和 旦	電話 080 (1125) 6122
聴 覚 障 害	堀 井 良 一	FAX (3531) 7036

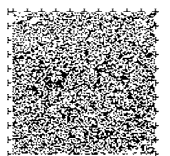
 ちてきしょうがいしゃそだんいん
知的障害者相談員

対 象	氏 名	連絡先
知 的 障 害	渡 邊 心志子	電話 (3541) 4952
	前 場 京 子	電話 (3661) 1446
	林 美智子	電話 (3533) 2379

 せいしんしょうがいしゃそだんいん
精神障害者相談員

対 象	氏 名	連絡先
精 神 障 害	室 田 淑 子	電話 (6673) 8081
精 神 障 害	内 山 久 子	Eメール chuo.tutuji.kazokukai@gmail.com

※早朝、深夜のご相談はご遠慮ください。



別表 9

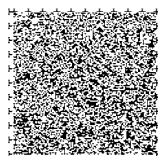
 みんなの じどういいん しゅにんじどういいんめいぼ きょうばしちいき
 民生・児童委員、主任児童委員名簿 (京橋地域)

(令和5年10月1日現在)

担当区域	氏名
八重洲二丁目、京橋一～三丁目	福島 定雄
銀座一丁目 2～11番、二～四丁目	東 美穂子
銀座一丁目 12～28番	鈴木 雅之
銀座五～八丁目、浜離宮庭園	田島 啓子
新富一丁目	伊藤 正章
新富二丁目	鈴木 康介
入船一丁目、二丁目 1番、5～10番	池田 由美子
入船二丁目 2～4番、三丁目、明石町 1番	箱守 由記
湊一丁目	向 當光生
湊二丁目 1～9番	大塚 之子
湊二丁目 11～16番	鈴木 英子
湊三丁目 1～8番	廣澤 廣
湊三丁目 9～18番	鈴木 康子
明石町 2～9番、12～14番	大谷 のぶ子
築地一丁目 1～6番、二丁目 1～10番、三丁目 1～5番	菅野 玲子
築地一丁目 7～13番、二丁目 11～15番、三丁目 6～17番	伊東 洋子
築地四・五丁目	磯野 京子
築地六丁目 1～19番	秋山 真知子
築地六丁目 20～27番	松原 育世
明石町 10・11番、築地七丁目 1～9番	雨宮 優子
築地七丁目 10～17番	牛嶋 智春
築地七丁目 18・19番	寺田 伸
八丁堀一丁目、二丁目 1～19番	清水 学
八丁堀二丁目 20～30番、三丁目 18～28番、四丁目 8～14番	久保 邦雄
八丁堀三丁目 1～17番、四丁目 1～7番	菊田 佐智子
新川一丁目 1・2番、3番 1～10号、7番 1～4号、8番、9番 1～4号・10・14号、15～25番、29～31番	岩崎 滋
新川一丁目 3番(1～10号を除く)、4～6番、7番(1～4号を除く)、9番(1～4号・10・14号を除く)、10・11番 新川二丁目 1～8番、9番 1～10号	松岡 正美
新川一丁目 12～14番、26～28番、32番	高本 眞左子
新川二丁目 9番 11号、10・11番、18～22番、28～32番	松本 好江
新川二丁目 12～17番、23～27番	阪口 美佐子

主任児童委員

京橋地域全域	藤丸 麻紀
	徳堂 康彦



別表 9

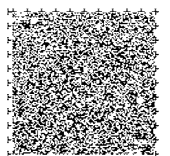
民生・児童委員、主任児童委員名簿 (日本橋地域)

(令和5年10月1日現在)

担当区域	氏名
日本橋本石町、日本橋室町一～四丁目、日本橋本町一・二丁目	田中二郎
日本橋本町三・四丁目	富田佳子
日本橋小舟町、日本橋小網町	井戸田幸子
日本橋小伝馬町	欠員
日本橋大伝馬町	欠員
日本橋堀留町一丁目	原 撰子
日本橋堀留町二丁目	欠員
日本橋富沢町	川端利勝
日本橋人形町一丁目1～7番、17～19番、 三丁目1～7番	津田章
日本橋人形町一丁目8～16番、 日本橋蛸殻町一丁目7～16番	高久亮一
日本橋人形町二丁目1～3番、11～20番、32～36番	荒木豊美
日本橋人形町二丁目4～10番、21～31番、37番、 三丁目8～13番	石田玲生
日本橋蛸殻町一丁目1～6番、17～28番	藤牧 なおか
日本橋蛸殻町一丁目29～39番	欠員
日本橋蛸殻町二丁目	田口和子
日本橋箱崎町1～18番、19番(24～38号を除く)、20番1～7号、21番	欠員
日本橋箱崎町19番24～38号、20番8～16号、22～44番	小笠原宣夫
日本橋馬喰町、日本橋横山町	欠員
東日本橋一丁目	小越潤子
東日本橋二丁目	川口修一郎
東日本橋三丁目	五味まさみ
日本橋久松町、日本橋浜町一丁目	高野大輔
日本橋浜町二丁目1～4番、19～23番、 三丁目3番	田中榮子
日本橋浜町二丁目5～18番、31～42番、60～62番	植田朱美
日本橋浜町二丁目24～30番、43～59番、 三丁目23番	福田俊子
日本橋浜町三丁目1・2番、4～22番、26番4・12号、27番	横山彦枝
日本橋浜町三丁目24・25番、26番5～11号、28～45番、 日本橋中洲9・10・12番	欠員
日本橋中洲1～4番	宮下一雄
日本橋中洲5～8番、11番	伊藤みつ江
八重洲一丁目、 日本橋一丁目1～3番、二丁目1～3番、三丁目1～4番	山崎 勇
日本橋一丁目4～21番、 二丁目4～16番、 三丁目5～15番	小村真理
日本橋茅場町一丁目、日本橋兜町	奈良阿久利
日本橋茅場町二・三丁目	本橋慶子

主任児童委員

日本橋地域全域	太田 明 実
	北角 満



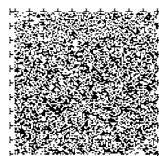
資料
しりょう

別表 9

 みんなのせい じどういいん しゅにんじどういいんめいぼ つきしまちいき
 民生・児童委員、主任児童委員名簿 (月島地域)

(令和5年10月1日現在)

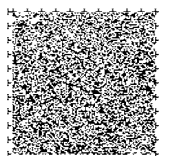
担当区域	氏名
佃一丁目1～10番	村上 久子
佃一丁目11番	欠員
佃二丁目1番1号、2番8号	長谷部 千春
佃二丁目1番2～4号、2番1～7号、9号	直江 菜穂子
佃二丁目2番10・11号	欠員
佃二丁目3～5番、11～13番	福井 啓子
佃二丁目6～10番、15・16番	木元 須美江
佃二丁目14番、17～22番	森山 美枝子
佃三丁目	袖山 千鶴子
月島一丁目1～14番(5番を除く)	中川 恭子
月島一丁目5番	柳瀬 佳子
月島一丁目15～21番、25～27番、二丁目16番	宮田 優美
月島一丁目22番(MID TOWER GRAND)	欠員
月島二丁目1～12番	磯田 晴美
月島二丁目13～20番(16番を除く)	薩埵 稔
月島三丁目1～12番	仲 愛弓
月島三丁目13～26番	大矢 智子
月島三丁目27～32番	濱中 悦子
月島四丁目1～5番	木皿儀 孝子
月島四丁目6～14番、18番	阿部 むつ子
月島四丁目15～17番、19～21番	脇山 明子
勝どき一丁目1・2番、13番	角山 比佐子
勝どき一丁目3～7番	赤熊 弥生
勝どき一丁目8～12番、三丁目3～6番	榎崎 小夜子
勝どき二丁目1～7番、15～18番	渡邊 美希子
勝どき二丁目8～14番	飯嶋 久枝
勝どき三丁目1・2番、7～16番	細貝 和世
勝どき四丁目1～4番、8～13番	仲佐 直子
勝どき四丁目6番(勝どき東地区A1棟)	欠員
勝どき四丁目6番(勝どき東地区A2棟)	欠員
勝どき五丁目1番、5～7番、8番10号	小原 昌子
勝どき五丁目2～4番(3番1号を除く)、9～12番	黒川 玄子
勝どき五丁目3番1号(勝どきザ・タワー)～26階	宮下 美代子
勝どき五丁目3番1号(勝どきザ・タワー)27階～	欠員
勝どき五丁目8番(10号を除く)、13番	町村 米子



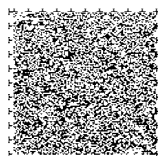
担当区域	氏名
勝どき六丁目1・2番、3番1号(ザ・トーキョータワーズシータワー)	中西 幸二
勝どき六丁目3番2号(ザ・トーキョータワーズミッドタワー)	石渡 みゆき
勝どき六丁目5～7番、豊海町	早乙女 道子
晴海一丁目1～5番、6番3～6号、7番1号	中島 静枝
晴海一丁目6番1・2号、8番7号	欠員
晴海一丁目7番2号、8番5号	守屋 ゆか
晴海二丁目3番2号(ザ・パークハウス晴海タワーズティアロレジデンス)	欠員
晴海二丁目3番30号(ザ・パークハウス晴海タワーズクロノレジデンス)	欠員
晴海二丁目2番42号(パークタワー晴海)	欠員
晴海二丁目5番16号	佐野 美恵
晴海三丁目(13番1・2号、16番1号を除く)	原 マツ子
晴海三丁目13番1号(DEUX TOURS EAST 棟)	上野 双葉
晴海三丁目13番2号(DEUX TOURS WEST 棟)	井上 富士子
晴海三丁目16番1号(ベイサイドタワー晴海)	欠員
晴海四・五丁目1番	矢田 美枝子

主任児童委員

月島地域全域	関屋 衣江
	濱川 浩子
	萩原 裕子



名 称	所 在 地	電 話・ファクス
中央区役所	築地 1 - 1 - 1	(3543) 0211 (大代表)
日本橋特別出張所	日本橋蛸殻町 1 - 31 - 1 日本橋区民センター 1 階	(3666) 4251 (代) FAX (3666) 4250
月島特別出張所	月島 4 - 1 - 1 月島区民センター 1 階	(3531) 1151 (代) FAX (5560) 1987
中央区保健所	明石町 12 - 1	(3541) 5936 (代) FAX (3546) 9554
日本橋保健センター	日本橋堀留町 1 - 1 - 1	(3661) 3515 FAX (3661) 3503
月島保健センター	月島 2 - 10 - 3	(5560) 0765 FAX (5560) 0747
シニアセンター	佃 1 - 11 - 1	(3531) 7813 FAX (3531) 7814
福祉センター {ふれあい作業所	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設内 晴海 1 - 4 - 1 月島第三小学校等複合施設 地下 1 階	(3545) 9311 FAX (3544) 0888 (3532) 1577 FAX (3532) 1568
子ども発達支援センター ゆりのき	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設内	(3545) 9844 FAX (3545) 9660
中央清掃事務所	京橋 1 - 19 - 6	(3562) 1521 FAX (3562) 1504
京橋図書館	新富 1 - 13 - 14 本の森ちゅうおう	(3551) 2151 FAX (3551) 2711
日本橋図書館	日本橋人形町 1 - 1 - 17 日本橋小学校等複合施設 6・7 階	(3669) 6207 FAX (3669) 6253
月島図書館	月島 4 - 1 - 1 月島区民センター 3 階	(3532) 4391 FAX (3534) 0370
教育センター	明石町 12 - 1 中央区保健所等複合施設 5・6 階	(3545) 9201 FAX (3545) 9027
総合スポーツセンター	日本橋浜町 2 - 59 - 1 浜町公園内	(3666) 1501 FAX (3666) 1503
月島スポーツプラザ	月島 1 - 9 - 2	(3534) 5883 FAX (3534) 5886
(社福) 中央区社会福祉協議会 管理部庶務課	八丁堀 4 - 1 - 5	(3206) 0506 FAX (3206) 0601
地域ささえあい課		(3523) 9295 FAX (3206) 0601
在宅福祉サービス部推進課		(3206) 0603 FAX (3523) 6386
ファミリー・サポート・センター		(3206) 0120 FAX (3523) 6386
成年後見支援センター 「すてっぷ中央」		(3206) 0567 FAX (3523) 6386
ボランティア・区民活動センター		(3206) 0560 FAX (3206) 0601
障害者就労継続支援 (B 型) 施設「さわやかワーク中央」		東日本橋 2 - 27 - 12
障害者就労支援センター	両国郵便局合同建物 4～6 階	(3865) 3889 FAX (3865) 3662



名 称	所 在 地	電 話
日本橋税務署	日本橋堀留町 2 - 6 - 9	(3663) 8451
京橋税務署	新富 2 - 6 - 1	(4434) 0011
中央都税事務所	新富 2 - 6 - 1	(3553) 2151
中央警察署	日本橋兜町 14 - 2	(5651) 0110
久松警察署	日本橋久松町 8 - 1	(3661) 0110
築地警察署	築地 1 - 6 - 1	(3543) 0110
月島警察署	晴海 3 - 16 - 14	(3534) 0110
中央年金事務所	明石町 8 - 1 聖路加タワー1階	(3543) 1411
晴海郵便局	晴海 4 - 6 - 26	0570 (943) 844
日本橋郵便局	日本橋 1 - 18 - 1	0570 (943) 301
京橋郵便局	築地 4 - 2 - 2	0570 (943) 844
銀座郵便局	銀座 8 - 20 - 26	0570 (943) 914

